

2020 春闘速報

石狩地域2020春季生活闘争闘争委員会

2020年7月29日発 第13号 発行責任者 吉田賢一 Tel011-210-1212 Fax011-210-1213

北海道最低賃金議論を開始！

第2回連合北海道最低賃金対策委員会を開催

連合北海道最低賃金対策委員会は、7月27日に第2回委員会を開催し、今年度の地域最低賃金改定審議が本格化することを踏まえ、改定目標額を昨年同様1,000円とし10月1日の発効をめざすこと、審議会のヤマ場に向けた集会開催などを確認しました。

連合北海道最低賃金対策委員会の紺野委員長（連合北海道副会長）は「コロナ禍で大変厳しい状況だが、1円でも多く引き上げ、働く者の生活改善に取り組みたい」と挨拶。山田事務局長（連合北海道組織労働局長）が中央最低賃金審議会での目安答申に至る経過も含めて状況を報告し、雇用戦略対話で示されている「時給1,000円」をめざすことなど「取り組み（その1）」を提起しました。

北海道最低賃金審議会は6月3日に今年度の第1回審議会を書面開催し、審議会会長・委員の確認と今後の審議会日程等について確認。7月3日の第2回審議会では北海道最低賃金の改定について諮問がされました。

中央最低賃金審議会は新型コロナウイルス感染拡大による厳しい経済情勢を考慮し、地域別最低賃金の目安について「現行水準の維持が適当」とする11年ぶりの据え置き答申を決定しました。この審議会で経営側は「危機的な経営の中小企業が今の雇用を維持できない」と主張。労働側は「コロナ禍においても、介護・福祉・医療・保育関係や日常生活を支える『エッセンシャルワーカー』の厳しい生活実態を考慮し、引き上げるべきだ」と強調しています。

現在、北海道の最低賃金時間額861円は、法定労働時間（週40時間）フルに働いても、月額15万円程度、年額でもワーキングプアの目安とされる年収200万円にも届かない状態です。また、道内の非正規労働者は全体の4割を占めており、最低賃金の果たす役割はこれまで以上に大きくなっています。

中央最低賃金審議会の答申では「地方の審議会において、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小に勘案した審議を希望する」としており、地域間格差の縮小への方向感が初めて明記されました。

連合北海道・連合石狩地協は、今年度の最低賃金改定審議にあたって、すべての働く者の賃金の下支えとなるよう取り組みを強化していくこととし、最低賃金の引き上げ、政府による中小企業への支援策拡充を求めます。

世論形成と運動の広がりが大事！

2020年度最賃審議会の動向に合わせた昼休み集いに結集を！

日 時／2020年 8月 4日（火）12:20～12:40

場 所／札幌第1合同庁舎前（札幌市北区北8西2）南側路上

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用など感染対策に十分配慮し参加願います。